

仕 様 書

1. 件名

什器の撤去・処分及び移設の委託について

2. 目的

事務所のレイアウト変更に伴い、「別紙１」に示すとおり、新霞が関ビル各階フロアの不要となった什器等の産業廃棄物を撤去及び収集運搬し、処分する。また、別紙２の什器を機構が指定する新霞が関ビル内の別の場所に移設する。

3. 契約期間

契約締結日から令和８年１月３０日まで

ただし、什器の撤去作業については「4. 作業場所・日時」で指定した日時に完遂すること。

4. 作業場所・日時

作業場所：東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル PMDA 内

作業日時：以下の土日祝 8:00～18:00

	作業場所 ※ 1	作業日 ※ 2
①	9 階東フロア事務室	令和 7 年 11 月 22 日（土）～23 日（日）
②	9 階西フロア事務室	
③	7 階東フロア事務室	令和 7 年 11 月 29 日（土）
④	8 階西フロア事務室	
⑤	10 階東フロア事務室	令和 7 年 12 月 6 日（土）
⑥	11 階西フロア事務室	
⑦	10 階西フロア事務室	令和 7 年 12 月 13 日（土）

※ 1 詳細は別途提供

※ 2 ③～⑥に関して、前日金曜に 18:00-23:30 に解体作業のみ可能（要相談）

5. 作業内容

- （１）受託者は、作業日に、産業廃棄物回収用の車両を、履行場所である新霞が関ビルに配車すること（「8.特記事項 （２）」参照）。
- （２）受託者は機構が指定するフロアにて、「別紙１」に該当する什器の回収及び移設を行う。なお、回収後における什器設置部分の壁面の補修は不要。
- （３）委託した産業廃棄物の処理については、リサイクル・リユースを考慮し、効率的かつ

経済的に処分することを前提に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定める産業廃棄物の処理基準及び第5項に掲げる方法にて行うこととする。

- (4) スライドキャビネットのレール撤去後の、アンカーボルトの撤去及びOAフロアの原状回復は本案件に含めない。
- (5) 一部の什器「別紙2」に記載する書棚については、機構が指定する新霞が関ビル内の別の場所に移設すること。
- (6) 作業後、作業範囲の清掃を行うこと。

6. 納品物

- (1) 経済的に処分したものに関して、処分先が分かる書類（廃棄証明書等）を契約期間内に速やかに提出すること。
- (2) 経済的に処分できないものが発生した場合は、「7.産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を契約期間内に速やかに提出すること。

7. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

- (1) 機構は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、A（排出事業者保管）票を除いて受託者に交付する。
- (2) 受託者は、産業廃棄物の収集を行うときは、担当者の立会いのもと産業廃棄物の種類及び量を確認し、マニフェストと照合する。
- (3) 受託者は、産業廃棄物を事業場に搬入する都度、マニフェストB1（収集運搬業者保管）票及びB2（運搬終了）票に必要事項を記載し、B2（運搬終了）票を運搬終了日から10日以内に機構に送付するとともにB1（収集運搬業者保管）票を5年間保存する。
- (4) 受託者は、処分が完了したときは、マニフェストC1（処分業者保管）票、C2（処分終了）票及びD（処分終了）票に必要事項を記載した後、D（処分終了）票を処分終了日から10日以内に機構に送付し、C1（処分業者保管）票、C2（処分終了）票を5年間保存する。
- (5) 受託者は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、機構から交付されたマニフェストE（最終処分終了）票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、E（最終処分終了）票を機構に送付する。
- (6) 機構は、受託者から送付されたマニフェストB2（運搬終了）票、D（処分終了）票及びE（最終処分終了）票を、A（排出事業者保管）票とともに5年間保存する。

8. 特記事項

(1) 処分に要する機械器具、車両、資材及び消耗品等は、全て受託者の負担とする。

(2) 新霞が関ビル駐車場を利用する場合の条件としては以下のとおり。

(ア) 大型自動車を使用する場合（全長 10m未満）

新霞が関ビル 1 階（高速側（六本木通り側））の大型車駐車スペースに止めることが可能。

その際には、新霞が関ビル管理事務所の予約・許可が必要となるので、行先部署名、日時、車両番号、車高、使用業者名等を事前（5 営業日前）に「12. 本件に関する照会先」にメールすること。

(イ) それ以外の自動車を使用する場合

新霞が関ビル地下 1 階の時間貸駐車場の利用が可能。

・30 分単位で 300 円ずつ加算

・車の高さの制限 2.5mを超えない高さの自動車に限る

・荷下ろしは、地下 1 階駐車場の開いたスペースに車を止めて行う

(3) 荷物搬入専用エレベーター又はエレベーター12号機を使用すること。

(4) 受託者は、建造物や、その他第三者の財産に危害をあたえないよう留意し、必要に応じ養生を行うなど保護対策を講じなければならない。なお、エレベーター12号機を使用する際は、内部と周辺に必ず保護対策を講じること。

(5) 受託者は、作業時に本件の工程を管理する者を作業場所に常駐させること。

(6) 受託者は、産業廃棄物の排出場所及び搬入先の施設を管轄する都道府県知事又は政令で定める市長が発行する受託者あるいは再委託先業者等の名義の産業廃棄物の種類に応じた産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の写しを契約書に添付すること。なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を機構に通知し、変更後の許可証の写しを提出すること。

(7) 作業許可届書の提出など、機密書類及び産業廃棄物の回収を行うにあたり必要となる一切の手続きを行うこと。

9. 入札参加要件

① 行政関係機関から送付された資格審査決定通知書の写し

② 受託者あるいは再委託先業者等が取得している産業廃棄物の種類に応じた産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の写しを取得していることを示すこと。

③ 事前に PMDA 職員より本件に関する説明を受け、本事業の趣旨を十分理解していること。

入札を希望する者は、令和 7 年 10 月 1 日 17 時までに、本仕様書 11 に記載の担当者宛てに、①②の書類を添付しメールにて連絡する。担当者と日程調整を行い、現地で説明を受けること。

上記を満たさなかった者は入札に参加できない。

10. その他

疑義の解釈義が生じた場合、機構と受託者双方で協議の上、決定すること。

11. 本件に関する照会先

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 19 階

総務部総務課

TEL：03-3506-9541

e-mail：soumuka●pmda.go.jp

※●は@に置き換えてください。

■処分対象物一覧

設置部屋		メーカー	品名	台数 (基)	寸法（概寸）	備考
①	7階東 執務室	ITOKI	スライドキャビネット	36	W90×D43×H214	1列目3基、2列目4基（W360×D90×H214）が2セット 1列目4基、2列目5基（W450×D90×H214）が1セット 1列目4基、2列目4基、3列目5基（W450×D135×H214）が1セット ベース部分・キャスターも処分対象
		ITOKI	両開き型キャビネット	20	W90×D43×H214	
		ITOKI	両開き型キャビネット	6	W90×D43×H110	
②	8階西 執務室	ITOKI	スライドキャビネット	23	W90×D43×H214	1列目2基、2列目3基（W270×D89×H214）が1セット 1列目3基、2列目を4基（W360×D90×H214）が1セット 1列目を5基、2列目を6基（W540×D91×H214）が1セット ベース部分・キャスターも処分対象
		ITOKI	スライドキャビネット	12	W90×D35×H214	1列目2基、2列目3基（W270×D73×H214）が1セット 1列目3基、2列目を4基（W360×D73×H214）で1セット ベース部分・キャスターも処分対象
		ITOKI	両開き型キャビネット	2	W90×D36×H214	
③	8階西 書庫	ITOKI	スライドキャビネット	16	W90×D35×H214	1列目5基、2列目5基、3列目6基（W540×D119×H214）が1セット ベース部分・キャスターも処分対象
		ITOKI	スライドキャビネット	5	W90×D43×H214	1列目2基、2列目3基（W270×D89×H214）が1セット ベース部分・キャスターも処分対象
		ITOKI	オープン型キャビネット	9	W90×D43×H214	

■処分対象物一覧

設置部屋		メーカー	品名	台数 (基)	寸法 (概寸)	備考
④	9階東 執務室	ITOKI	両開き型キャビネット	8	W90×D43×H214	
		ITOKI	両開き型キャビネット	22	W90×D43×H100	2つを上下で連結したものが11組
		ITOKI	両開き型キャビネット	1	W90×D43×H100	
⑤	9階東 新薬一・二部副 本庫	ITOKI	スライドキャビネット	53	W90×D43×H214	1列目2基、2列目2基、3列目3基 (W270×D135×H214) が1セット 1列目5基、2列目5基、3列目6基 (W540×D135×H214) が1セット 1列目3基、2列目4基 (W360×D90× H214) が3セット 1列目4基、2列目5基 (W450×D90× H214) が1セット ベース部分・キャスターも処分対象
		ITOKI	オープン型キャビネット	9	W90×D43×H214	
⑥	9階西 新薬二部副本庫	ITOKI	スライドキャビネット	53	W90×D43×H214	1列目4基、2列目5基 (W450×D90× H214) が1セット 1列目3基、2列目4基 (W360×D90× H214) が3セット 1列目2基、2列目2基、3列目3基 (W270×D135×H214) が1セット 1列目5基、2列目5基、3列目6基 (W540×D135×H214) が1セット ベース部分・キャスターも処分対象
		ITOKI	オープン型キャビネット	1	W90×D43×H214	
⑦	9階西 新薬三部副本庫	ITOKI	スライドキャビネット	14	W90×D43×H214	1列目2基、2列目3基 (W270×D90× H214) が1セット 1列目4基、2列目5基 (W450×D90× H214) が1セット ベース部分・キャスターも処分対象
		ITOKI	オープン型キャビネット	35	W90×D43×H214	
		ITOKI	オープン型キャビネット	2	W90×D30×H214	

■処分対象物一覧

設置部屋		メーカー	品名	台数 (基)	寸法 (概寸)	備考
⑧	10階東 執務室	ITOKI	両開き型キャビネット	26	W90×D43×H214	
		ITOKI	両開き型キャビネット	4	W90×D43×H110	
⑨	10階東 占有書庫（新薬 審査第五部）	ITOKI	スライドキャビネット	42	W90×D43×H214	1列目4基、2列目4基、3列目5基 （W450×D135×H214）が2セット 1列目4基、2列目5基（W450×D90× H214）が1セット 1列目3基、2列目4基（W360×D90× H214）が1セット ベース部分・キャスターも処分対象
		ITOKI	オープンラック（幅広）	10	W150×D43×H214	
		ITOKI	オープンラック（幅狭）	2	W90×D43×H214	
⑩	10階西 執務室	ITOKI	スライドキャビネット	5	W90×D43×H214	1列目2基、2列目3基（W270×D90× H214）が1セット ベース部分・キャスターも処分対象
		ITOKI	スライドキャビネット	18	W90×D43×H180	1列目5基、2列目6基（W540×D90× H180）が1セット 1列目3基、2列目4基（W360×D90× H180）が1セット ベース部分・キャスターも処分対象
		ITOKI	両開き型キャビネット	16	W90×D43×H214	
⑪	10階西 図書室	ITOKI	スライドキャビネット	19	W90×D43×H214	1列目3基、2列目4基（W360×D90× H214）が2セット 1列目2基、2列目3基（W270×D90× H214）が1セット ベース部分・キャスターも処分対象
		不明	LW書架傾斜型（木製）	20	W91×D35×H210	連結も廃棄
		不明	LW書架傾斜型（木製）	1	W93×D40×H180	
		不明	書架用照明器具一式	1セット		蛍光管（ランプ）は機構側で廃棄
⑫	10階西 マネ部倉庫	ITOKI	オープンラック（幅広）	12	W180×D62×H210	
		ITOKI	オープンラック（幅狭）	3	W94×D62×H210	
		ITOKI	オープン型キャビネット	6	W88×D40×H90	2つを上下で連結したものが3組
⑬	11階西 執務室	ITOKI	スライドキャビネット	16	W90×D43×H214	1列目5基、2列目5基、3列目6基 （W540×D135×H214）が1セット ベース部分・キャスターも処分対象
		ITOKI	両開き型キャビネット	78	W90×D43×H214	
		ITOKI	両開き型キャビネット	1	W80×D43×H90	

■移設対象物一覧

設置部屋 (別紙 2 参照)		メーカー	品名	台数	寸法 (概寸)	備考
①	7階東 執務室	ITOKI	両開き型キャビネット	6	W90×D43×H110	7階東の指定する場所に移設
②	9階西 新薬審査第二部副 本庫	ITOKI	両開き型キャビネット	8	W90×D43×H213	10階東の指定する場所に移設
③	10階東 執務室	ITOKI	両開き型キャビネット	8	W90×D43×H213	10階東の指定する場所に移設 ※②とは別